

業務仕様書

J-CAPP Study II (研究代表者 石川秀樹) 試験において、試験参加者 7000 人を登録し、参加者に対して 4 年間投薬、毎月服用日誌・返信用封筒とニュースレターを配布し、服用日誌を回収する(試験中合計郵送件数 336,000 件予定)。

登録件数が増加するにあたり、郵送作業が膨大になるため、下記作業を委託する。

甲(京都府公立大学法人(京都府立医科大学分子標的癌予防医学大阪研究室))ならびに乙(受託者)が行うべき業務ならびに仕様については下記の通りである。

1. 乙が事前に準備するもの

- (1) 発送用封筒(長三・色上質・桃色・厚口・差出人情報を一色印刷済のもの)
- (2) 返信用封筒(長四・色上質・桃色・厚口・返信宛先を一色印刷済のもの)
- (3) 返信用封筒に貼る 82 円切手(信書扱いの為)

2. 発送物の内容ならびに仕様

- (1) 発送用封筒
甲が患者名、患者住所、患者番号、郵便番号を記載したリストのデータを USB メモリにして毎月 10 日頃乙に郵送、乙がデータを加工し封筒に差し込み印刷
- (2) A4 用紙三枚(上質紙 55kg 以上で発送料が 82 円以内におさまるもの) 印刷後、巻三つ折りにする
 - ① ニュースレター 甲がデータを Word 形式で作成、毎月 10 日頃にメールで送信、乙が両面カラー印刷
 - ② 服用日誌 甲がデータを Excel 形式で作成、毎月 10 日頃にメールで送信、乙が片面カラー印刷、患者名と患者番号を差し込み印刷
 - ③ 大腸内視鏡検査受検案内 甲がデータを Word 形式で作成、毎月 10 日頃にメールで送信、乙が片面カラー印刷
- (3) 返信用封筒
甲が作成・郵送した USB データより、乙が患者番号を差し込み印刷、返信用に 82 円切手を貼る

上記(1)に(2)と(3)を封入封緘する。

※発送用封筒と服用日誌と返信用封筒の患者名および患者番号に相違がないか、確実に確認が出来る具体的な仕組みを持っており、尚且つその仕組みを明確に説明できること

※この封入に関する仕組みは、機械での作業のみで投函に至る工程ではなく、封入ミスを防ぐための客観的なシステムと、印刷ミスなどを確認できる人的作業・検品の工程を要する事

3. 発送時期

毎月、月末から 7 日前(土曜、日曜、祝日は除く)

4. 契約期間

契約締結日より平成 31 年 3 月 31 日まで

(研究は 10 年計画だが、委託業務は単年契約の為、毎年一般競争入札を行う予定)

5. 予定数量

30,600 通

上記予定数量については、見込の数量であり、数量を確約するものではないので注意する事

6. その他

乙は、

- (1) プライバシーマーク付与事業者であること
- (2) 発送 3 日前までの変更 (住所変更、試験参加の中止に伴う郵送停止など) への対応が可能であること
- (3) 甲からの急な業務に対応できる場所に事務所を要していること
- (4) 機械での作業のみで投函に至る工程ではなく、封入ミスを防ぐための客観的なシステムと印刷ミス等を確認する人的作業・検品の工程を要すること
- (5) 発送する書類が信書の為、メール便ではなく普通郵便での発送、返信用封筒への切手貼りの対応が可能であること
- (6) 発送件数に対する 1 件あたりの費用が明確であること
- (7) 返信用封筒に貼る 82 円切手代及び郵便料金については乙が立て替えて支払い、発送業務の代行サービス料と一緒に請求すること
なお、郵便料金について、月 2,000 通を超える場合には、バーコード割 3%、区分割 3%、3 日猶予割 4% の 10% 割引を適用して郵送したものとみなし、1 通当たり 73.8 円を支払う
- (8) 京都府立医科大学の規程に準じた決済方法に対応できること (毎月 10 日〆、翌月 10 日支払)

添付書類

ニュースレター (見本)

服用日誌 (見本)

個人情報取扱特記事項

大腸内視鏡検査受検案内

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害する事の無いよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(使用者への周知、教育)

第3 乙は、この業務に従事している者に対し在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、または意識の向上を図るため必要な教育を行わなければならない。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を適正に管理し、漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理の為に必要な措置を講じなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的の為に自ら利用し、または提供してはならない。

(責任者および作業場所の明確化)

第6 乙は、この契約による業務を実施する際は、あらかじめ責任者及び作業場所を明確にしておかなければならない。

(複写、複製及び移動の制限)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を甲の指示または承諾がある時を除き、複写、複製または他の場所に移動してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認がある時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(甲による監査または検査)

(資料などの返還)

第9 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与された資料などを、業務完了後直ちに甲に返還、または引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、または生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。